

令和7年第4回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年4月4日（金曜日） 15時10分～16時26分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟
6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫
11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平
15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯5区 上杉 隆盛
佐伯8区 永田 不二男 佐伯9区 岩田 隆生 弥生3区 藤原 映治
鶴見区 三又 秀喜

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子
主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

定刻を若干過ぎましたが、ご協力で早めに始めることができます。

それではただいまから、令和7年第4回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は小野美智子さん、1名でございます。

農業委員会17名中、本日の会議の出席者は16名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

本日推進委員の出席を要する、議事は(1)の議案第9号から(4)その他の①非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了いたしました推進委員につきましては順次退席をされて結構でございます。

はい。それでは宮脇会長からまた改めてご挨拶を申し上げます。

(会長)

検討委員会に引き続いての総会ということで、大変お疲れ様です。

本日は3条から5条まで、14件の議案でございますので慎重審議をお願い申し上げまして簡単ですが、挨拶にさせていただきますよろしく申し上げます。

(局長)

はい。ありがとうございました。

これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので会長の方に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい、それではこれよりしばらくの間議事進行させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を15番笠村由喜委員、16番塩月由伸委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はう。着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、

議案第9号農地法第三条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は田及び畑を合計いたしまして7591平米です。

議案第10号農地法第4条の規定による、許可申請についての件数は2件で、面積は田及び畑を合計いたしまして1000飛んで3平米です。

議案第11号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は田及び畑を合計

いたしまして 1875 平米です。

議案第 9 号から 11 号に関する合計件数は 14 件。

合計面積は、田が 4396 平米、畑が 6000 飛んで 73 平米で、総合計面積は、1 万飛んで 469 平米です。以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第 9 号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 3 ページの三条の一番について、事務局の説明の後に三又推進委員の意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻 2 人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

農地に建っている倉庫は農業用倉庫で育苗したり肥料などを置いたりしているとのことです。

取得後の耕作面積は 4.48 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして三又推進委員お願いします。

（三又推進委員）

はい。

特段、問題はないと思います。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も合わせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有及びリースする予定です。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹や野菜を栽培するとのことです。

農地の近くに引っ越し、そこを拠点として農業を行うとのことです。

取得後の耕作面積は6.68アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進員。

(事務局)

すいません委員さんの意見が出て

すいません。担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

すいません事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

はい。

はいはい。

(飛高委員)

受けさんから叱られましたので、譲り、推進員が事前検査をするのは、その譲受人の住所のあるところの推進をします。

極端に言えば蒲江んしが、宇目に土地を取得したら、蒲江のしが現地まで行かんといけないようなことになるので、そういうことが必要なんか、申請者の人物の一応、同じ住所んところの人なら十分わかつちゃうというか、根拠であろうけど、私たちも推進委員したときに、かなり、蒲江4区でも全然知らんしもったし、それが今すぐ結論出さんでもいいけど、何か事務局が1回検討してもらおう。

(会長)

はい局長。

(飛高委員)

塩月さん。

いいですか。

はい。

(局長)

はいただいた質問につきまして対応させていただきたいと思います。

この案件この該当部分につきましては過去の動きだとか事案に対してこういうふうになったというふうな経緯も、あろうかと思っています。ちょっとそういった部分につきましても過去の部分をちょっと1度見直しましてですね、

ちょっと運営委員会がまた先般ちょっと開いたばかりですので、また直後にというわけにはちょっといかないんですけども。

できるだけ早めにちょっとこの案件をお諮りをしてですね、どういう対応が一番ベストなのか皆さんが一番間違いない結局許可を出せるのかというのが一番だろうと思いますので、そういったものを踏まえて検討させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(飛高委員)

法的に決まりがあればもう仕方ないけど、だからやっぱり、できたら、土地のあるところ推進委員さんをお願いしたいと思います。

(会長)

他にございませんか。

はい。

どうぞ。

(吉岡委員)

そもそも今回竹田市の方が譲受人で、どなたがその調査に行かれたのかを教えてくださいたいというのが1つと、先ほどの説明の中で、この譲受人が、引っ越されるかどうかといったこのとこ

ろちょっとよく聞き取れなかったんですけども、その辺、はい。

(会長)
事務局。

(事務局)
まず今回調査については、まず土地が米水津にあることから坪矢委員さんをお願いしております。今回引っ越しってところで、空き家バンクを利用した引っ越しを行うということをするので佐伯のコミュニティ創生課の方にも引っ越し確認が取れてますので、距離的にも問題なくなるのかなってところですね、申請を受け付けてます。

(染矢総括)
農地の前の家を買われるそうでございますので、もう問題ないかなということで竹田市になってるのは現住所が竹田市ということなので竹田市の表記になってます。最終的には米水津の方に住民票を移すと思いますので、はい。

(会長)
吉岡委員、よろしいですか。
はい。
他にどなたかございますか。
はい。ないですね。
ないようでございますので意見を取りまとめたいと思います。
それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで許可したいと思います。
続きまして、3条の3番について、事務局の説明の後、藤原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)
はい。
住宅地図の冊子3ページをご覧ください。
今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域内の農地です。
譲受人は借入地で野菜を栽培しているとのことです。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人1人で行うとのことです。
農地取得後は野菜を栽培する計画です。
取得方法の耕作面積は31.82アールとなります。
今後の農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい続きまして藤原推進委員をお願いします。

(藤原推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の4番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有及び導入予定です。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

現状の土の状態から元の土に戻し、掘り起こして元の土に戻してから農業を行うとのことです。

取得後の耕作面積は4.92アールとなります。

今後農業を行う申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして寺嶋推進委員をお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。

本人の本人はですね、この下に今現在新築中でですね、新築が完成した後は引っ越してここに帰ってくるということで、農業をするということで、特に問題ありません。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

今回の申請、住宅地図の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

農地取得後は耕作面積は15アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして永田推進お願いします。

(永田推進委員)

問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の6番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米の栽培をしているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人と妻、父の3人で行う計画です。

農地取得後は米や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は91.49アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する6件の審議を終わります。

続きまして、議案第10号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの4条の1番について、事務局の説明の後、小野推進委員の意見をお願いいたします。

(染矢総括)

すいません。小野委員がちょっと急遽欠席ということでご連絡ございました。

(会長)

はい、わかりました。

じゃあ、小野推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の1番についてご説明いたします。

お配りしている地図の7ページ、8ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

周辺の隣地化に伴い、農地として利用が困難になったため、隣接所有地3418番の1、3445番、原野非農地通知済みと一体的に杉を植林する計画です。

なお、申請地の大半はすでに植林されていましたが、現在は一部伐採済み伐採ぼくの林齢は不詳のため、今回始末書を添付しての一部追認申請となっております。

申請地では、隣接所有地3418番1、3445番と一体的に植栽可能スペースに次の苗木を380本植林します。

周囲の隣接地はすべて山林原野自己所有地であるため、日照通風の被害はないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2-1 両括弧1カ of 両括弧イ第二種農地の許可要件申請に関わる農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進員委員さんからは始末書も添付されており問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思いますそれでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして4条の2番について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条2番についてご説明いたします。

お配りして地図の9ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

申請地は、周辺の林地化に伴い、農地としての利用が困難なため、杉を植林する計画です。

申請地では植栽可能スペースに杉の苗木を 40 本植林します。

隣接地に対しては、間隔を空けて植林するため日照通風の被害はないと思われます。

また、申請地の北側は公衆用道路を挟んで畑。

48 番の 2、西側墓地 47 番の 3 と山林 47 番の 2、南側公衆用道路を挟んで山林、以上自己所有地、東側公衆道路を挟んで山林です。

なお、付近の住宅 51 番 4 の所有者からは、植林の同意をえているとのこと。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、現地に行き、近隣住民とも話をしてみました。

日照権の話をしなどもいただきましたが、良いとの判断をいただいたので、特に問題ないと思います。

意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 4 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 4 条の 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で農地法第 4 条に関する 2 件の審議を終わります。

続きまして議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 6 ページの 5 条の 1 番について事務局の説明の後、藤原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

5 条の 1 番についてご説明いたします。

地図の 10 ページをご覧ください。

申請地は農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農業用施設米乾燥施設としての用途による申請です。

申請地は獣害が広く、現在は休耕田です。

譲受人は申請地の隣接農地 2959 番の 1 他で営農を行っている法人です。

今回の申請により申請地に米乾燥機容庫の倉庫を建設し、その後、乾燥機を 4 台設置して、米乾燥施設として利用する計画です。

また本案件は農用地区域内農地、農振農用地に農業用施設を建設するため、農業振興地域整備に

関わる軽微な変更用途区分変更申請が必要であり、申請先である佐伯市農政課には手続き完了。変更済みの旨を確認しております。

申請地では、軽量鉄骨造り平屋建て、建築面積 240.00 m²の米乾燥機を倉庫を 1 棟新築します。また、その他のスペースは通路及び車両駐車展開及び仮設トイレ設置スペースとして、設置スペースとして利用する計画です。

造成工事は 0.9 メートルの盛土を行いますが、法面は土羽処理を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び隣接水路に自然流下します。

平野前水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、問題ない旨の意見書が添付されています。

許可基準は運用通知第 2・1 両括弧 1、両括弧イの B。

農用地の許可維持基準の例外規定、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして藤原推進お願いします。

(藤原推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 5 条の 2 番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

すいません。

5 条の 2 番についてご説明いたします。

すいません。地図の 11 ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

借人は父親である貸人の家、現住居から分家するため、新たに住宅を建築することになりました。

た。

なお、申請地の進入口に繋がる隣接宅地内通路については、貸人、父親所有の宅地であり、また同宅地には貸人の娘婿家族が居住しています。

申請地では木造平屋建建築面積 64.98 m²の住宅を建築します。

また、その他のスペースは北東側は隣接住宅との鑑賞スペース、南側には車両転回スペース、来客用駐車場として利用する計画です。

造成工事は切戸行いますが、土止め工事を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに水路に放流します。

きょうづか水利組合から農地転用に伴う措置等について協議が整い、害を与える水でなければ放流を許可する旨の意見書が添付されています。

許可基準は運用通知第 2-1 両括弧 1 完了（イ）第二種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

あとすいません。前のスライドの方です。先ほど私が造成工事の中で切戸工事が行われるということなんですけども、左側奥の方にも貸し人父親のもう娘さんの家族の住宅が建っております。

切土をするんですけども今もう畑で表土がありますのでこちらをもう表土を剥ぎ取ってということで、同じ隣接地の宅地住宅建つところと同じレベルの高さになりますので、基準の高さもそんな 1 メートル以上にはならないと思います。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。続きまして寺嶋推進委員お願いします。

（寺嶋推進委員）

はい。申請人とですね譲渡人が親子ということで、譲渡人の自宅の前に新築するということで、特に問題ありません。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして5条の3番について事務局の説明の後、池田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

すいません。池田委員さんがもう帰ってますので。

はい。お願いします。

すいません。

5条の3番についてご説明いたします。

地図の12ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲り渡しの子である譲受人は子供が成長し、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では木造平屋建て、建築面積95.34平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は道路側溝に放流します。

なお雨水は水路に放流します。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして5条の4番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

5条の4番についてご説明いたします。

地図の13ページをご覧ください。

申請地は、土地改良事業が行われた第1種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

貸し人の子である借人は結婚して家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では木造平屋建て、建築面積109.30㎡の住宅を建築します。

造成工事は0.6メートルの盛土を行いますが、土留工事を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはな

いと思われます。

また、汚水処理生活排水は農業集落排水処理施設に接続し、雨水は道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 2-1 両括弧 1 両かつこ 2 の。

第 1 種農地の許可基準の例外規定住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、岩田推進委員お願いします。

(岩田推進委員)

問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員会の意見が述べられました。

それでは 5 条の 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 5 条の 5 番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。5 条の 5 番についてご説明いたします。

地図の 14 ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は子供が成長し、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地は、譲り渡し人が高齢のため、農地の管理ができなくなったことにより、隣接する住宅への影響を考慮して、平成 28 年ごろより砂利敷き舗装をしているため、今回申請には申請人連名での始末書が添付されています。

申請地では、隣接する宅地 1535 番 1 へ譲り渡しに所有を、合わせた敷地に木造 2 階建て建築面積 59.62 m²の住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は、合併処理浄化槽を設置し、処理水は民地内側溝にを經由して河川に放流します。なお、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして上杉推進委員お願いします。

(上杉推進委員)

始末書も出されており、問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして5条の6番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。5条の6番についてご説明いたします。

地図の15ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は津久見市で自動車販売修理店を営んでいますが、佐伯市の自宅で来客対応を行うこともあり、自宅の駐車場には自家用2台を駐車しているため、来客用2台分の駐車場がなく、路上駐車等をしている状況です。

そのため、今回申請により自宅近く近くの申請地を2台分の来客用駐車場、駐車スペースとして利用する計画です。

申請地では来客用2台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は、整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。以上です。

(会長)

はい。事務局から説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する6件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第9号農地法第3条の6件につきましては許可したいと思います。

議案第10号農地法第4条の2件につきましても許可したいと思います。

議案第11号農地法第5条の6件につきましても許可したいと思います。

それではここで一旦休憩等をいたしたいと思いますが

いやここで一旦休憩します。

そして15時50分に再開したいと思います。

(局長)

はい。すいません。

もうトイレから皆さんお戻りのようですので、着席をお願いいたします。

(会長)

ちょっと予定時間より早いんですけどもみんないらっしゃるんで、早速再開したいと思います。

休憩前に引き続き審議を再開します。

その他の項目の①の証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願1番を説明いたします。

申請地の調査は3月21日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市中の島1丁目の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和49年から農地法の許可を得ずに宅地、児童福祉施設用地として利用し、50年以上経過しております。

隣接する土地は昭和48年と平成3年5年に5条許可を得ておりますが、本申請地は申請がありませんでした。

現況は前画面に映し出している通りの状況で、建築物の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しております。

よって、非農地通知証発行基準要領第2-5に該当いたします。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員をお願いします

(松本推進委員)

はい少し複雑ではありますが、問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する1件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画カッコ案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和7年6月1日開始分の16件になります。

内訳としまして、契約期間1年10ヶ月のもの配分変えで登記地目、田。4筆4266平米。

契約期間5年のもの、新規で登記地目、田。2筆5651平米。

契約更新で登記地目、田。4筆5157平米。

契約期間10年のもの、新規で登記地目、田。2筆5093平米。

登記地目畑、1筆1696平米。

更新で登記地目、田。3筆3754平米。

以上合計16筆面積が2万5617平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい賛成多数ということで承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしましたそれでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和7年第4回佐伯市農業委員会を終了いたします。

長時間、皆様お疲れ様でした。

(16時26分閉会)